

第4回構想委員会 意見書

2026年5月25日

時田 隆仁

【総論】

- わが国の持続的な経済成長に向けては、知財の戦略的な活用による企業価値の向上が重要な柱の一つであり、「知的財産推進計画 2026」では、日本成長戦略を支えるべく施策を取りまとめていることを歓迎する。

【1. 知的財産の「創造」：AI プリンシプル・コードについて】

- AI プリンシプル・コード策定に向けた検討にあたっては、引き続き、権利者・事業者双方の関係者の声を丁寧に汲み取りながら、権利者の知財保護にとって真に実効性のある手段となっているか、また、わが国の AI 事業者の競争力を削ぐものとなっていないかなどを十分に検証のうえ、権利保護と AI 利活用の最適なバランスを追求いただきたい。

【2. 知的財産の「保護」：知的財産の侵害抑止へ向けた取組について】

- 知財侵害の抑止は重要であり、取引適正化等に向けた検討に協力してまいりたい。
- 他方、侵害抑止に向けては、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における議論や、公正取引委員会の知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書、および侵害抑止に係る従前からの議論の蓄積を十分に踏まえ、それらとの整合性を確保しつつ、施策を検討いただきたい。
- 58 頁に「大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、中小企業等の侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む」との記載があるが、二点指摘したい。
- 第一に、取引関係における発注者・受注者の間で問題が生じる可能性があるのものであって、大企業・中小企業という企業規模のみに着目した書きぶりには違和感がある。
- 第二に、検討を進めるうえでは、「取引関係において知的財産侵害を受けるケース」の実態把握を充分に行ったうえで、制度の構築の必要性を判断すべきである。
- 上記の点を踏まえ、本記載については、「大企業等との」「(制度の) 構築」の文言を削除し、以下の通り修正することを求める。

<修正前>

大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、中小企業等の侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む

<修正後>

取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、中小企業等の侵害抑止強化に向けた制度の検討に取り組む

- なお、根本的な問題解決のためには、中小企業の知財管理体制の確立・強化のためのキャパシティビルディングを行うことが重要である。

以 上